

2020年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

## 新型コロナウイルスの影響による 労働者、中小業者、自営業者、フリーランス救済を求める緊急要請

いのちと暮らし・平和を守る熊本ネットワーク

共同代表 榎本 光男

同 木原 望

2019年10月からの消費税増税にともない、景気が大幅に後退し、県内中小業者にも打撃的な影響が出ています。さらに今般の新型コロナウイルス感染拡大によって、中国、韓国のインバウンドを頼りにしていた観光地やホテル、商店はじめ、全ての業種にわたって更なる深刻な影響が出ています。

「去年ゼロは1回だけだったが、今回4日続けて客がゼロ」（居酒屋）「宴会の予約が3月は全部キャンセル」（中華料理）「カラオケに来る人がほとんどいない。夜の街も閑散」（スナック）「石材や墓石が来ない」（石材業）など、経営への影響を危惧する声とともに、「会社が特別休暇を認めてくれない」、「休みたいけど収入が減るので休めない」という労働者の声などが多数寄せられています。そのうえ、総理の「一斉休校」要請で、仕事を休まないといけない場合の所得補償も自営業とフリーランスは除外され融資で対応とのこと。

熊本の経済は、四重苦（復興需要の後退、消費税の増税、新型コロナウイルスの影響、暖冬の影響）に見舞われて、他県より経営状況はさらに深刻です。そういうなか、鳥取県は個人事業主に対して県独自の支援策を発表し、東京港区は利息をゼロにする融資制度を実施するなど、自治体独自での支援策が全国では広がっています。

熊本県におかれましても、新型コロナ対策予算の大幅な増額を国に要求すると共に、県内中小業者と労働者への影響の実態調査をただちに行い、早急に対策を取ることを求めます。

以下、緊急対策として要望します。

### 記

1. 売上げ激減、注文キャンセル、資材の調達不能による稼働停止などにみまわれた中小業者に対して、固定費（店舗家賃、リース代、従業員給与など）を補助、休業中の中小業者に最低生活費を補償する制度を作ること。
2. 新型コロナ対応緊急融資制度を拡充させ、せめて返済据え置き期間は5年、返済は10年の長期にすること。利子・保証料をゼロになるように補給すること。

3. 国にならって、保証料だけでなく、利子も全額支援すること。
4. 正確な情報提供とともに各種会議・イベントが自粛・中止の場合、被害が出た中小業者、自営業者、フリーランスへの県独自の補償を検討すること。
5. 二重ローン解消のため、熊本地震対応融資だけの一本化でなく、全ての融資の一本化と返済の長期化をすること。3年間元金返済猶予をすること。
6. 小規模事業者持続化補助金を熊本地震対応の時のように増額し、使いやすい制度にするように国に要望すること
7. 国税や地方税、社会保険料の納付の延長、猶予を関係機関に要請すること。
8. 雇用調整助成金の要件緩和、補助率の引き上げを国に要望すること。
9. 国の特別休暇に対する支給額 8,330 円に、県として上積みの補助をすること。
10. 新型コロナウイルス対策に関する政策や情報など県民への周知を徹底すること。

以上